

## デジタルカラー複合機賃貸借及び保守契約書（案）

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次のとおりデジタルカラー複合機（以下「複合機」という。）の賃貸借及び保守に関する契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）

第1条 この契約は、乙が複合機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複合機が常時正常な状態で稼働し得るように保守を行い、必要な消耗品を円滑に供給することを目的とする。

（賃貸借物件）

第2条 甲が乙から賃借する複合機の機種（機能）及び数量は、次のとおりとする。

機種（機能）	台数
（コピー・プリンタ・スキャナ・FAX 機能）	2

2 複合機の機種・機能等については、この契約条項に定めるもののほか、別添の仕様書によるものとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和4年10月1日から令和7年9月30日までとする。

（納入）

第4条 乙は、複合機を次の設置場所に、令和4年9月30日までに納入し、甲が使用できる状態で引き渡さなければならない。

設置場所 中町ビル6階（福島市中町1番19号）

（賃借料単価）

第5条 1月当たりの賃借料は、¥〇〇,〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 ¥〇,〇〇〇円）とする。

（保守料単価）

第6条 複写片面1枚当たりの保守料単価（消費税及び地方消費税抜き）は、次のとおりとする。

モノクロカウンター料金（1枚あたり）			
1枚～	枚	@	〇〇〇円

カラーカウンター料金（1枚あたり）			
1枚～	枚	@	〇〇〇円

(複写枚数)

第7条 乙は、毎月末日にその月に使用した複写枚数を算出し、甲の確認を受けなければならない。

2 乙は複写枚数の算出に当たっては、乙が複合機の保守にあたって、複合機の点検と調整のために使用した枚数及び乙の責めに帰すべき事由により使用した枚数を控除するものとする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、〇〇〇〇〇〇と(これを免除)する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(複合機の保守)

第10条 乙は、複合機を甲が正常な状態で使用できるように技術員を設置場所に派遣して、点検調整を行わなければならない。

2 複合機が故障した場合は、甲の要請により、乙は直ちに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。その費用は、第14条第1項に規定する場合を除き、乙が負担する。

(消耗品等の供給)

第11条 乙は、複合機を使用するのに必要な消耗品(用紙、ステープル針を除く)が不足しないよう事前に供給するものとする。

(消耗品等の所有権)

第12条 消耗品等の所有権は乙に属し、甲は、それらを善良なる管理者の注意義務をもって使用管理しなければならない。

(保険)

第13条 乙は、複合機を対象に契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担する。

(損害賠償)

第14条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって複合機に損害を与えた場合、その損害を甲に請求することができる。

2 前項の損害賠償の額は甲乙協議して定めるものとする。この場合において、乙の付保する動産総合保険で補てんされる額は、この損害額から控除するものとする。

(料金の支払い)

第15条 賃借料及び保守料金の算出は、2台併せて行うものとする。

2 乙は、第7条の規定により算出した複合機2台の合計複写枚数に第6条に規定する保守料単価を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)に当該金額の10パーセントに相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を加算した金額及び第5条に規定する賃借料を甲に対して請求するものとする。

3 甲は、乙から正当な請求書を受領した日から30日以内に乙に対し料金を支払うものとする。

(内容の変更)

第16条 甲は、必要があるときは、業務委託契約の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、賃貸借料金及び保守料金の額又は賃貸借期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この賠償額は、甲乙協議して定める。

(支払遅延利息)

第17条 甲が自己の責に帰すべき事由により第15条第3項に規定する期限内に契約金額を支払わないときは、未払金額に対し年2.5%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(納期の有償延期)

第18条 乙は、乙の責に帰する事由により納期内に賃貸借物件の納入ができないときは、その事由を詳記して期限内に納期の延長を求めることができる。この場合甲は、遅延料を徴収して納期の延長を認めることができる。

2 前項の遅延料は、納入期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ契約金額に対し年5%の割合で計算した金額とする。

(契約不適合責任)

第19条 賃貸借開始後、仕様書等に定める機器の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他契約内容に適合しないものが発見された場合、乙は無償で補修及び追完を行うものとする。

2 前項の規定による乙の責任は、第3条の賃貸借期間開始の日から12か月以内に請求があった場合に限る。

(甲の解除権及び違約金)

第20条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙が、正当な理由なく業務を履行しないとき。
- 二 乙が、この契約の条項又はこれに基づく仕様書に違反し、目的を達成しないと認められるとき。
- 三 乙が契約の解除を申し出たとき。
- 四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。
- 五 乙が第9条の規定に違反したとき。
- 六 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲が前項の規定により契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又はその解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰することができない事由による解除の場合は、この限りでない。

3 前項の違約金及び損害額に係る遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、その対象額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。

（談合による損害賠償）

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号から第4号までのうち命令又は審決の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が同条第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が同条第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

三 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同法第66条第3項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

四 乙が、独占禁止法第77条の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

五 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して乙に賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

3 前2項の賠償金及び超過分相当額に係る遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、その対象額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）とする。  
（遅延利息等の相殺）

第22条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲は、これを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき、甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金その他甲が乙から徴収すべき債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類等その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（機密の保持）

第23条 乙は保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も同様とする。

（個人情報の保護）

第24条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙2「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（紛争の解決方法）

第25条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（契約外の事項）

第26条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

上記の契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 月 日

甲 福島市中町1番19号  
公益財団法人  
福島イノベーション・コースト構想推進機構  
理事長 斎藤 保

乙